

一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会

組 織 規 程

規程第 5 号

平成 28 年 7 月 27 日

第 2 回理事会決定

第 3 回理事会一部改正

第 13 回理事会一部改正

第 20 回理事会一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「協会」という。）の業務運営に必要な組織及び事務の分掌について定め、もって本協会の体制の確立及び効率的な運営を図ることを目的とする。

(理事会)

第 2 条 協会に理事会を設置する。

2 理事は社員総会において選任され、理事会は、すべての理事をもって構成し、定款第 42 条の職務を行う。

3 理事は、専務理事を除き非常勤とする。

(会長)

第 3 条 協会に会長 1 名を置く。

2 会長は理事会が理事の中から選任し、代表理事とする。

3 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

4 会長は、理事会を招集する。

(副会長)

第 4 条 協会に 3 名以内の副会長を置く。

2 副会長は、理事会が理事の中から選任し会長を補佐する。副会長のうち 1 名を代表理事（以下「副会長代表理事」という。）とする。

3 副会長代表理事は、会長を補佐し、この法人を代表し、その業務を執行する。

(専務理事)

第 5 条 専務理事は、理事会が理事の中から選任し、代表理事とする。

2 専務理事は、常時勤務して、定款第 28 条の職務を行う。

(監事)

第6条 監事は、社員総会において選任され、定款第29条の職務を行う。

(事務局)

第7条 事務局に事務局長を置く。事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。ただし、専務理事に事務局長を兼任させることを妨げない。

2 事務局職員は、会長が任免する。ただし、臨時職員等は、事務局長が任免できる。

(組織)

第8条 事務局に次の4部を置く。

(1) 総務部

(2) 事業第一部

(3) 事業第二部

(4) 事業第三部

2 部に部長を置く。

3 必要に応じ、部に部長代理を置くことができる。

(総務部)

第9条 総務部に総務主任及び経理主任を置く。

(事業第一部)

第10条 事業第一部は、事業担当地域を主として国内、北方地域(旧ソ連地域、中国及び朝鮮半島)、ビスマルク・ソロモン諸島、フィリピン及びその他派遣要請の生じた地域とし、それぞれ地域主任を置き、現地遺骨情報の調査及び遺骨収集事業を一貫して行う。

2 部内に、常勤職員として主として派遣事業に従事する職員(「派遣員」と称する。)を置く。

3 部内に、1年を採用期間とし、派遣事業ごとに派遣辞令に定めた期間のみ雇用する臨時的な職員として派遣の事業単位毎に従事する職員(「事業単位派遣員」と称する。)を置く。

4 地域によっては、現地調査員を委嘱することができる。

(事業第二部)

第11条 事業第二部は、事業担当地域を主としてパラオ、インド、パプアニューギニア本島及びインドネシアとし、それぞれ地域主任を置き、現地遺骨情報の調査及び遺骨収集事業を一貫して行う。

2 部内に、公文書館情報主任を置く。但し、地域主任が兼務することを妨げない。

3 派遣員、事業単位派遣員、及び現地調査員については前条と同様とする。

(事業第三部)

第12条 事業第三部は、事業担当地域を主としてミャンマー及び太平洋島嶼地域(パラオを除く。)

とし、それぞれ地域主任を置き、現地遺骨情報の調査及び遺骨収集事業を一貫して行う。

2 派遣員、事業単位派遣員及び現地調査員については前条と同様とする。

(その他の職種)

第 13 条 第 8 条から第 12 条に定めた他、必要に応じて配置する職員の職名及び職位については、専務理事が別に定める。

(事務分掌)

第 14 条 各部の事務分掌は、別表のとおりとする。

2 別表の事務分掌の追加及び削除等の一部の改正は、専務理事がその都度行い、理事会に報告するものとする。

3 事務分掌に疑義が生じたときは、専務理事がこれを裁定する。

(職務)

第 15 条 事務局長は、事務局の事務を総括する。

2 部長は、担当する部の事務を総括する。

3 部長代理は担当する事務を処理し、部長が不在の時はその職務を代行する。

4 地域主任は、部長の指示を受けそれぞれの職務を遂行する。

5 地域主任は、派遣辞令を受けた派遣員及び事業単位派遣員とともに、具体的な派遣計画、経費見積もりを作成し、部長の指示及び総務部との連携のもとに、社員である各団体から派遣する人員の調整を含め、必要な準備作業を行う。

派遣団員は、協会の代表として、設立趣意書にのっとり行動をし、任務を全うするよう努めるものとする。

派遣団員は、派遣終了後、帰国後 1 週間を目途に、事業報告や経費の決算を行うものとする。

6 協会の主たる事業が遺骨収集のための派遣事業であることから、派遣員に限らずすべての職員が派遣の対象になりうることを自覚し、派遣辞令を受けたときは、前記第 5 項の業務を遂行しなければならない。

7 協会事務局は、少数の人数で多岐にわたる業務を遂行しなければならないため、分掌外の事務及び派遣事業にも、互いに協力しあって効率的な運営を目指さなければならない。

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織の運営上必要な細則は、専務理事が定める。

附則

この規程は平成 28 年 8 月 1 日より実施する。

平成 28 年 11 月 14 日一部改正。

平成 31 年 3 月 27 日一部改正。

令和 2 年 6 月 25 日一部改正 (令和 2 年 7 月 1 日より実施)

組 織 規 程 別表1 事務分掌一覧表（第14条関係）

1 総務部

- (1) 協会の総合的な企画調整に関すること
- (2) 社員総会、理事会、その他これに類する会合に関すること
- (3) 定款その他諸規定に関すること
- (4) 社員、会員及び役員の庶務に関すること
- (5) 職員の人事、その他庶務に関すること
- (6) 登記、申請及び届出等に関すること
- (7) 公印の作成及び管理に関すること
- (8) 文書の授受、発送及び保存に関すること
- (9) 予算及び決算に関すること
- (10) 会計事務（給与、社会保険関係、職員の税関係を含む。）
- (11) 会費等に関すること
- (12) 契約に関すること
- (13) 物品の管理に関すること
- (14) 税務に関すること
- (15) 官庁及び関係諸団体との会合、協議、連絡及び報告に関すること
- (16) 社員及び会員からの相談、依頼及び要望事項に関すること
- (17) 入社及び入会に関すること
- (18) 社員名簿及び会員名簿の作成に関すること
- (19) ホームページの運営、マスコミ対応など広報に関すること
- (20) 事務局の所掌事務で他部の所掌に属しないこと

2 事業第一部

- (1) 未送還遺骨に関する情報収集に関すること
- (2) 収集した情報の整理及び分析に関すること
- (3) 受託した遺骨収集事業の総合計画の策定
- (4) 社員団体との派遣人員の調整
- (5) 遺骨収集事業の実施に関すること
- (6) 国際交流に関すること
- (7) 遺骨収集等の結果の整理及び報告に関すること

3 事業第二部

- (1) 前項各号の業務
- (2) 公文書館等の調査に関すること

4 事業第三部

前項（1）と同様とする。